



中小企業労働力確保法ガイドブック

一雇用管理改善計画を作成するために一

北海道経済部
令和3年(2021年)1月

目 次

中小企業労働力確保法の概要 **1～2ページ**

- 1 目 的 1
- 2 支援対象 1
- 3 基本指針 2

雇用管理改善計画 **3～12ページ**

- 1 改善計画の認定申請 3
- 2 改善計画の作成 4
- 3 改善計画の記入例 7
- 4 改善計画の変更等 11
- 5 報告の徴収 12

改善計画認定申請書等様式 **13～30ページ**

申請窓口、問い合わせ先 **31ページ**

中小企業労働力確保法の概要

1 目的

この法律は、労働力の確保及び良好な雇用の機会を創出するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的としています。

2 支援対象

次の中小企業者や事業協同組合等が、支援対象となります。

中小企業者の場合	
中小企業労働力確保法第2条第1項及び中小企業労働力確保法施行令第1条に規定する以下①～⑮のいずれかに該当する者。	
①	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、製造業・建設業・運輸業その他の業種（以下②～⑮に定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの。
②	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、卸売業（以下②～に定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
③	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、サービス業（以下②～に定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
④	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人で、小売業（以下②～に定める業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
⑤	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの
⑥	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
⑦	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人で、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの
⑧	企業組合
⑨	協業組合
⑩	事業協同組合・事業協同小組合・協同組合連合会
⑪	水産加工業協同組合・水産加工業協同組合連合会
⑫	商工組合・商工組合連合会
⑬	商店街振興組合・商店街振興組合連合会
⑭	生活衛生同業組合 その構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の従業員を使用する者であるもの
⑮	酒造組合・酒造組合連合会 その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

⑯	酒販組合・酒販組合連合会 その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については100人）以下の従業員を使用する者であるもの
⑰	技術研究組合 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が①から⑨までのいずれかに該当する者であるもの

※ 創業の場合は、法人企業については法人登記の時点で、個人企業については、事業を開始した時点（事業の準備行為をした時点）で、中小企業者とみなします。

事業協同組合等の場合	
中小労確法第2条第1項第6号及び同条第2項並びに中小労確法施行令第1条第2項及び第2条に規定する、上記の中小企業者⑩～⑰及び以下⑱のいずれかに該当する者。	
⑱	一般社団法人（公益社団法人を含む） その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

3 基本指針

厚生労働大臣と経済産業大臣は、中小企業が労働力の確保を図っていく上で必要となる雇用管理の改善の基本的な方向やそれを実現する方法について、ガイドラインとなるべき「基本指針」を定めて、それを広く一般に示すこととなっています。

基本指針に定められている事項

- (1) 中小企業における経営および雇用の動向に関する事項
- (2) 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項
- (3) その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項

※ 「中小企業労働力確保法」及び「基本指針」は、厚生労働省法令等データベースサービス→法令検索から閲覧できます。（<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>）

正式名称は、それぞれ「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」及び「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針」といいます。

雇用管理改善計画

1 改善計画の認定申請

中小企業者や事業協同組合等が、助成金など中小企業労働力確保法に基づく支援制度を利用するには、職場の魅力を上向きさせ、労働力を確保するための、雇用管理の改善に関する事業（改善事業）を今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成し、その計画が適切な旨、知事の認定を受けることが必要です。

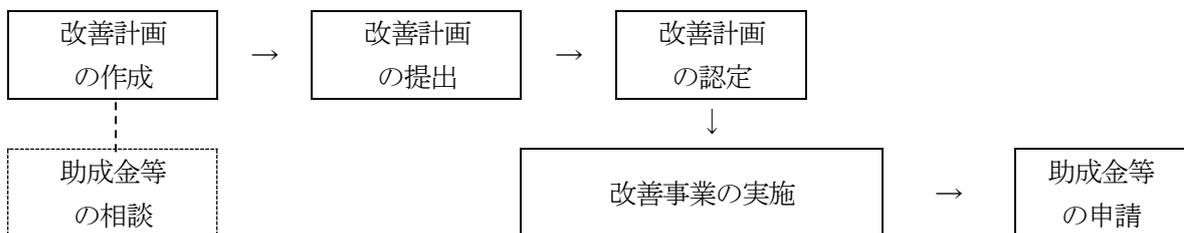
改善事業の項目・事業例

- (1) 労働時間等の設定の改善
（労働時間の短縮、省力化対策等）
- (2) 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援
（採用・昇進等における男女の均等取扱徹底、育児・介護休暇の導入等）
- (3) 職場環境の改善
（設備レイアウト・作業方法の改善、空調設備・防振装置の導入等）
- (4) 福利厚生充実
（社宅・食堂・保健施設等の設置、健康管理制度の充実等）
- (5) 募集・採用の改善
（共同会社説明会、会社パンフレットの作成等）
- (6) 教育訓練の充実
（体系的な教育訓練の開発・実施、有給教育訓練休暇制度の導入等）
- (7) その他の雇用管理の改善
（新分野進出の中核を担う人材の雇入れ、人事管理制度の見直し等）

認定申請手続き

改善計画の認定申請等の手続きは、各（総合）振興局で行います。

事前に支援制度についてその実施機関に十分相談した上で、支援制度の対象となる改善事業を盛り込んだ改善計画を作成し、主たる事務所の所在地を所管する（総合）振興局の商工労働観光課へ提出してください。



※ 提出部数は、原本1部及び写し3部です。（添付書類はP6参照）

※ 新分野進出（創業、異業種進出）に伴う改善事業を実施する場合は、その準備行為（事業所開設にあたっての賃貸契約の締結、設備・備品等の設置、それらの資金の確保（資金の金融機関からの借り入れ）、法人登記など）に着手してから6ヵ月以内に改善計画を提出することが必要です。

なお、設立直後でまだ労働者を雇用していない会社であっても、改善計画の認定申請をすることができますが、助成金の支給を受けるまでに雇用保険の適用事業主になることが必要です。

※ （総合）振興局で改善計画を認定した日以降に、改善事業の着手（基盤人材の雇入れなど）が可能となります。（計画認定時に、認定の効果が生じます。）

※ 改善計画の認定は、助成金の支給等、支援の決定ではありません。

主な支援制度の概要

次の助成金の活用を希望する場合は、改善計画の認定申請を行う前に、**北海道労働局職業安定部職業対策課助成金センター**に、制度の詳細や該当の見込、手続などについてご確認ください。（連絡先はP31）

人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成。

【対象事業】

- ① 計画策定・調査事業 **必ず実施**
(雇用管理状況調査、従業員意識調査等)
- ② 安定的雇用確保事業 **②または③のいずれか、もしくは両方実施**
(募集・採用ガイドブック、合同会社説明会等)
- ③ 職場定着事業 **②または③のいずれか、もしくは両方実施**
(安全衛生セミナー、職業相談等)
- ④ モデル事業普及活動事業 **必ず実施**
(モデル事業説明会、雇用管理担当者セミナー等)

【助成額】

実施した事業に要した費用の2/3の額を1年間助成

1年度の支給限度額

構成中小企業者数



500以上.....	1,000万円
100~499.....	800万円
100未満.....	600万円

2 改善計画の作成

中小企業者の改善計画の内容

【様式第2号 改善計画認定申請書】

(1) 「Ⅰ 中小企業者の概要」

- ① 労働保険番号
事業所が複数ある場合は、複数記載してください。
- ② 設立年月日
法人の場合は、法人登記の日、個人の場合は、準備行為着手の日を記入してください。
- ③ 主たる事業
事業を営んでいる場合は現在の、創業の場合は今後の主たる業種を記入してください。
なお、業種名は、総務省作成の日本標準産業分類の中分類または細分類で記入してください。
- ④ 改善事業を遂行する者の氏名、役職および連絡先
改善事業の実施にあたって中心的な役割を担う者を決め、それを記載します。

(2) 「Ⅱ 構成中小企業者の労働力需給状況」

Ⅱ-1

【記入するポイント】

- ① 現在の事業内容（業種、業績、製品等具体例）
- ② 現在の事業を展開していく上で、従業員に教育訓練を行う必要性（背景）
- ③ 具体的な事業計画内容（教育訓練の実施時期、内容、技能・技術等について具体的に）

【記入するポイント】

- ①・創業に至った経緯【創業の場合】
 - ・親会社の概要、分社化等を行う理由【分社化等の場合】
 - ・今までの事業の内容、異業種進出に至った経緯【異業種進出の場合】
- ② 新たに始める事業の内容（業種、取り扱う製品、取引先等具体例）
- ③ 準備行為に着手した日
- ④ 必要とする労働者の業務（職種・職務）、その業務を遂行するために必要な人数等
- ⑤ 雇用する労働者について必要とされる経験・能力、資格等と、教育訓練を行う必要性
- ⑥ 具体的な事業計画内容（教育訓練の実施時期、内容、技能・技術等について具体的に）

(3) 「Ⅲ 中小企業者の雇用管理の現状等」

労働時間、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練、その他の雇用管理の現状について、中小企業者が当該改善事業に取り組むこととした理由がわかるように記入します。

また、これから事業を開始しようとする中小企業者の場合も、予想される雇用管理の状態について、それらの改善事業に取り組む理由がわかるように記入します。

【記入するポイント】

- ① 人材確保の必要性
- ② 雇用管理の現状および改善事業に取り組む必要性・方向性
- ③ 改善事業に取り組むことにより達成される水準
- ④ その他雇用管理面において、取り組もうと考えている事柄について

(4) 「Ⅳ 改善計画」

- ① 改善計画の種別
該当する改善計画の種別について、○印を付けます(複数可)。
なお、ⅡやⅢ欄の記述との整合性に留意してください。
- ② 改善計画の実施期間
おおむね5年（終期は、5年目の日を含む事業年度の末日までとします。）以内で設定します。
- ③ 中小企業が実施する改善事業の項目
実施する改善事業の項目に○印を付けます。
- ④ 改善事業の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要なとする資金の額
なお、この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありませんので、別途、申請等が必要です。

[別添1 改善事業の項目、目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要なとする資金の額]

- (5) (4)で○印を付けた改善事業の各項目ごとに作成します。
例えば、「教育訓練の充実」と「その他の雇用管理の改善」に○印を付けた場合、別添1は、「教育訓練の充実」と「その他の雇用管理の改善」について、それぞれ作成します。
- (6) 改善事業の目標
(例：新たな業務を行う人材の確保、事業に従事するために必要な知識・技能の付与等)
- (7) 改善事業の内容
(例：○○【具体的な業務内容】に従事する○○【職種・役職等】の雇用、労働者の職場定着を図るための職業相談実施、能力開発を図るための教育訓練プログラムの導入、能力開発を図るための外部講師による教育訓練)

【別添2 改善事業の実施に必要な資金の調達方法】

(8) 改善事業を実施するために必要な資金の額およびその調達方法

別添1の項目別の表で記入した「必要とする資金の額」の初年度から最終年度までの合計額を別添2の各項目の合計欄に転記します。

あわせて、設備、運用等の内訳ごとに、国からの助成、日本政策金融公庫からの借入等について記入していきます。

【添付書類】（提出部数～原本1部・写し3部）

- ① 中小企業者の定款（ただし、定款を有しない中小企業者（個人事業主またはこれから事業を始めようとする者）を除きます。）
- ② 中小企業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表および損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況および事業用資産の概要を記載した書類）
- ③ 創業、異業種進出にあたっては様式第2号Ⅱの2で記載した新たな事業の準備行為に着手した内容と年月日が確認できる書類（事務所賃貸契約書、設備・備品等の発注書（見積書等）、リース契約書、法人登記簿謄本など）
- ④ その他、改善計画の認定に際し、必要と認められる資料
 - ・法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書 ～ 法人の場合
 - ・開業届（写） ～ 創業する個人の場合
 - ・許認可証または申請書（写） ～ 許認可が必要な業種へ進出する場合
 - ・会社組織図（新規に雇い入れた労働者の配置がわかるもの） ～ 新分野進出等で新規雇用を行う場合

※ 上記の他、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

事業協同組合等の場合、その他

事業協同組合等が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着に資する事業を実施し、「人材確保等支援助成金」を利用しようとする場合、事業協同組合等が、改善事業の内容やその事業の実施に必要な資金の調達方法に関する資料を添え、改善計画の認定申請をする必要があります。

※ 事業協同組合等の改善計画の作成や、その他の支援制度の活用をご希望の場合は、個別にご相談ください。

3 改善計画の記入例

様式第2号

改善計画認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

北海道知事 様

所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

名称 (株) 労働メンテナンス

代表者氏名 労働 一郎

事業所が複数ある場合は、複数記載

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の改善計画について認定を受けたいので申請します。

申請時の従業員数
(経営者を除く創業時の場合は、0でも可)

法人：法人登記の日
個人：準備行為着手の日

I 中小企業者の概要

労働保険番号	1 2 3 4 5 - 1 2 3 4 5 6 - 7	設立年月日	明治・大正・昭和・平成 〇〇年〇〇月〇〇日			
従業員数	0人	主たる事業	電気機械器具修理業			
改善事業を遂行する者	氏名	労働 一郎	役職	代表取締役	連絡先	(011) 234 - 5678

(注) これから事業を開始しようとする場合は、設立年月日の欄には、設立予定年月日を記入してください。

申請書の記載内容等について
確認の際に対応できる方

総務省作成の日本標準産業分類の中分類または細分類で記入

- 創業の場合：今後の主たる業種
- 異業種進出の場合：現在の主たる業種(現在の業種と進出予定の業種が同じ中分類に区分される場合は、細分類で記入してください。)

II 構成中小企業者の労働力需給状況

必要に応じて1又は2のいずれかに記入してください。職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年(40歳未満の者)を受け入れつつ、新たな事業の分野への進出又は事業の開始(以下「新分野進出等」という。)を行う場合は、2にまとめて記入してください。

1 中小企業者の最近の労働力需給(募集、応募、採用等)及び経営上の事業展開の状況についてお書きください。

特に、新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年の確保が必要となっている場合には、その理由がわかるように記入してください。

<記入例>

〇〇業は(事業概要)であり、(従業員の教育訓練に取り組むに至った経緯)の理由から、従業員の職業訓練が必要な状況である。

このため、令和〇〇年〇月〇日から(教育訓練の内容)を実施する必要がある。

2 新分野進出等に伴い新たに労働者を雇用しようとする場合、新たに開始する事業計画の概要(準備行為に着手した日がわかるようにすること。)

とこれに伴い新たな労働者の雇入れが必要となる理由がわかるように記入してください。

<記入例>

離職前に従事した(株)林檎電算機において修得した修理業務についての技術を生かし【創業に至った経緯】、昨今のパソコンブームで需要が高まっているコンピュータシステム等の出張メンテナンス業【事業の概要】を新たに開始することとし、そのため〇月〇〇日に会社の設立登記を行い、準備行為に着手【準備行為の着手日】したところである。

出張メンテナンス業は、顧客の要望に応えられる高い専門知識を有するシステムアドミニストレーター等【基盤人材に求められる能力、経験、資格等】の技術者の確保が不可欠であり、また、常時顧客対応ができる体制を整備するため労働者の確保が必要【労働者を必要とする理由】である。このため、全体の管理統括を行う部門責任者(1名)を含めメンテナンス業務全般に対処できる技術者3名(基盤人材)【基盤人材が従事する業務、人数】の採用を予定している。

※ 記入にあたっては「2 改善計画の作成(4ページ)」を参考に記載してください。

III 中小企業者の雇用管理の現状等

労働時間等の設定、男女の雇用機会均等及び職業生活と家庭生活の両立、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、中小企業者IVの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。

また、これから事業を開始しようとする場合は、予想される雇用管理の状態について、IVの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。なお、IIの2について改善事業に取り組む場合は、それにより達成される水準についてもお書きください。

道内の労働力需給は逼迫した状況である上、当社の進出する事業では、スタッフの数や質が業績に直結するため、経験豊富な人材の確保が必要である。【人材確保の必要性】また、せっかく労働者を採用しても、営業時間の延長等の必要性から労働時間の短縮が進まず、定着が図られない可能性も考えられる。【雇用管理の現状等】
このため、労働者の確保・定着のための魅力ある職場をアピールする募集・採用や、働きやすい職場環境作りを進める必要がある。【改善計画に取り組む必要性・方向性】
また、当社の提供するサービスのレベルに対応できる労働者の育成のために、経験の浅いスタッフに対する社内・外の教育訓練体制の充実を図ることが重要となっている。【その他、雇用管理面で取り組む事柄】
これらの課題に的確に対応することが出来れば、この度創業を計画しているコンピュータの出張メンテナンス業は非常にニーズが強く、高収益が期待できることから、当該業務に従事する労働者について良好な雇用水準が達成出来るものと考えている。【改善計画に取り組むことにより達成される水準】

IV 改善計画

1 改善計画の種別に○を付けてください。

- イ 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画
- 新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善計画
- ハ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

令和 年 月 ~ 令和 年 月

3 中小企業者が実施する改善事業の項目を記入してください。

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

項目	労働時間等の設定の改善	男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の充実
実施の有無 (○又は×)	×	×	×	×

項目	募集・採用の改善	教育訓練の充実	その他の雇用管理改善
実施の有無 (○又は×)	×	×	○

「○」の数1つにつき次のページの「別添1」を1枚作成します。

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

以下の施策の活用を希望する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で様式第2号別添1（1項目につき1葉）及び様式第2号別添2に記入してください。

また、事業協同組合等に労働者の募集を委託する場合は、募集内容等を様式第2号別添1の「改善事業の内容」欄に記入してください。

なお、この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

V その他以下の書類の添付してください。

- ① 中小企業者の定款（ただし、定款を有しない中小企業者（個人事業主又はこれから事業を営もうとする者）を除く。）
- ② 中小企業者の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

(注) 企業が新たに企業を設立する場合においては、新たに設立される企業の法人登記の前であっても、新たに設立される企業の予定される所在地・名称・代表者により提出して差し支えありません。

(別添1)

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

[・ 中小企業信用保険法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例]

を期待する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。

なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者の名称： 労働メンテナンス

申請書（様式第2号）Ⅳの3で「○」を付けた項目を記入してください。

改善事業の項目	その他の雇用管理の改善	改善事業の目標	新たな業務を行う技術者と労働者の確保
---------	-------------	---------	--------------------

年 度	改 善 事 業 の 内 容	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注)	必要とする資金の額
初年度	メンテナンス業務全般を担当する技術者(基盤人材)の雇い入れ	公共職業安定所、求人誌等の活用により3名採用 基盤人材 3名：年500万円×1名、年350万円×2名	1,200万円
2年度	具体的な担当業務を記載してください。 また、基盤人材については、職種または役職を記載してください。(申請書Ⅱの2で記載した内容との整合性に注意)	雇い入れる基盤人材の人数内訳がわかるように記載してください。 (申請書Ⅱの2で記載した人数と一致) 記入欄が不足する場合は、「改善事業の実施方法」欄に記入しても可。	万円
3年度			万円
4年度			万円
5年度			万円
6年度			万円

(注) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類（自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等）を記入するとともに、必要とする資金の額の欄に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(別添2)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

[・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例]

を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者名： 労働メンテナンス

(単位：万円)

改善事業の項目	調達先 内訳	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫			その他				
	特利分											
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の充実	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の充実												
その他の雇用管理の改善	780			420							1,200	
合計	780			420							1,200	

基板人材の助成金単価を確認の上、記入してください。

別添1で記載した必要とする資金の額と一致

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

4 改善計画の変更等

改善計画の認定を受けた事業協同組合等（認定組合等）または中小企業者（認定中小企業者）は、認定を受けた改善計画（認定計画）を変更するときは、変更認定の申請が必要です。

変更認定の申請が必要な場合

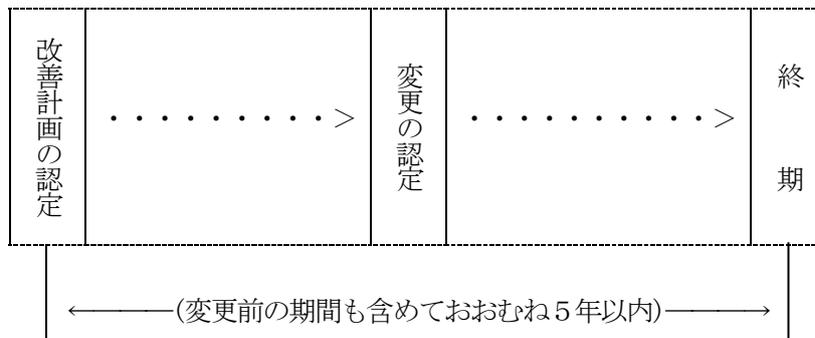
- ① 組合等または中小企業者が取り組む改善事業の目標を変更する場合
 - ② 組合等または中小企業者が取り組む改善事業の項目を追加または廃止する場合
 - ③ 組合等が取り組む項目に参加する構成中小企業者の数が増加または減少する場合
 - ④ 改善事業の実施期間を変更する場合
 - ⑤ 組合等または中小企業者が取り組む改善事業の実施時期を変更する場合
 - ⑥ 組合等または中小企業者が改善事業の実施に係る資金計画について、各改善事業の項目ごとの資金の合計額を3割以上増減する場合
 - ⑦ 組合等が実施する委託募集について追加または変更する場合
- ※ ①～⑥以外の軽微な変更は、「改善計画変更届出書（別紙様式4）」を道知事に提出します。

改善計画の変更認定を行う場合

変更認定は、当初の認定と、原則として同様の手続きが必要です。

知事は、認定組合等または認定中小企業者から「改善計画変更認定申請書」の提出を受けたときは、その変更後の改善計画が法令および改善計画の認定基準に照らして適切であると判断されるものについて変更の認定をし「改善計画変更認定通知書」により通知することとしています。

変更認定した場合の改善計画の実施期間



なお、変更後の改善計画の実施期間は、変更認定を受けてからおおむね5年間ではなく、変更前の改善計画の実施期間を含めておおむね5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）以内です。

改善計画の認定の取り消し

知事は、認定した計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定組合等または認定中小企業者に対し、当該計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導することとしています。

しかし、そのような指導にもかかわらず、認定計画に著しい支障が生じて、当該改善計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合には、認定を取り消すことがあります。

5 報告の徴収

認定組合等または認定中小企業者は、認定計画に係る実施状況について報告してください。

具体的には、改善計画の認定後速やかに、認定組合等は様式第12号「労働力需給及び雇用管理状況報告」を、認定中小企業者は、様式第13号「労働力需給及び雇用管理状況報告」を、（総合）振興局へ提出していただきます。（ただし、認定時に労働者を雇用していない中小企業者の方は報告不要です。）

また、認定組合等および認定中小企業者は、各年度の改善事業の実施状況につき、様式第8号「改善計画実施状況報告」を、翌年度の4月末日までに提出をしていただきます。

改善計画実施期間終了後、認定組合等および認定中小企業者は「労働力需給及び雇用管理状況報告」を提出していただきます。

	提出すべき報告		
	認定後	翌年度4月末日	計画期間終了後
認定組合等	様式12号 「労働力需給及び 雇用管理状況報告」	様式第8号 「改善計画実施状況報告」	様式第12号 「労働力需給及び雇用 管理状況報告」
認定中小企業者	様式13号 「労働力需給及び 雇用管理状況報告」		様式第13号 「労働力需給及び雇用 管理状況報告」

記載内容について

[様式第13号 労働力需給及び雇用管理状況報告]

○「1 新分野進出等の実施状況」

新分野進出を行う場合に、改善計画認定申請書Ⅱ欄の記載事項を参照して、記載してください。

【認定後】申請書提出後の、新分野進出に係る具体的な進捗状況について記載してください。

【計画期間終了後】新分野進出等に取り組んできた現状について記載してください。

○「2 労働力需給の状況」、「3 雇用管理の状況」

【認定後】現在の状況について記載してください。

【計画期間終了後】現在の状況について記載してください。

なお、「3 雇用管理の状況」の(7)欄については、改善計画認定申請書のⅣの1欄で「イ 職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画」または「ロ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画」を選択された場合に、記入願います。

[様式第8号 改善計画実施状況報告]

○「改善事業の内容」

改善計画認定申請書のⅣの3欄で○を付した項目（改善事業の項目）について、該当する欄にその実施状況を記載してください。（例：○月○日付けで基盤人材○名雇用 など）

○「改善事業実施上の問題点」

「改善事業の内容」欄で記載した事項を実施するにあたって、支障となる事項等があった場合は、その内容（課題等）について記載してください。特段ない場合は、「特になし」等と記載してください。

（例：当社の希望に添う技能を有した人材の確保ができず、基盤人材○名の採用に止まった。残り○名は、ハローワーク等を通じて近日中に雇用する予定。）

改善計画認定申請書等様式

様式一覧

- 1 事業協同組合：改善計画認定申請書一式 [様式第1号・別添1～4]・・・14～19
- 2 事業協同組合：労働力需給及び雇用管理状況報告 [様式第12号]・・・20～21
- 3 中小企業者：改善計画認定申請書一式 [様式第2号・別添1～2]・・・22～25
- 4 中小企業者：労働力需給及び雇用管理状況報告 [様式第13号]・・・26～27
- 5 改善計画実施状況報告 [様式第8号]・・・28
- 6 改善計画変更届出書 [様式第4号]・・・29
- 7 改善計画変更認定申請書 [様式第5号]・・・30

※ これらの様式は、北海道のホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/roukaku-kaizenkeikaku.htm>)

(様式第1号)

改善計画認定申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

所在地

名称

代表者氏名

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の改善計画について認定を受けたいので申請します。

I 事業協同組合等（以下「組合等」という。）の概要

設立年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	構成員数	社（うち中小企業者数 社）		
構成中小企業者の主たる業種		常用労働者総数	事務局体制	役員 人	職員 人
改善事業を遂行する者	氏名	役職	連絡先	()	-

II 構成中小企業者の労働力需給状況

構成中小企業者の最近の労働力需給（募集、応募、採用等）の状況についてお書きください。

特に、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年（40歳未満の者）の確保が必要となっている場合には、その理由がわかるように記入してください。

III 構成中小企業者の雇用管理の現状

労働時間等の設定、男女の雇用機会均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、組合等がIVの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。

IV 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- イ 構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画
- ロ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 組合等が実施する改善事業の項目とそれに参加する構成中小企業者数を記入してください。

(1) 参加構成中小企業者数 [] 社

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組む参加構成中小企業者数。

(2) 改善項目別参加構成中小企業者数

項 目	労働時間等の 設定の改善	男女の雇用機会均等の 確保及び職業生活と家 庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生 of 充実
実施の有無 (○又は×)				
参加構成中小企業者数	社	社	社	社

項 目	募集・採用の改善	教育訓練の充実	その他の雇用管理改善
実施の有無 (○又は×)			
参加構成中小企業者数	社	社	社

(注1) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

(注2) 1/3以上の構成中小企業者が、募集・採用の改善を除く6項目のいずれかの項目に参加することが必要です。

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

(1) 組合等は、別紙1別添1（1項目につき1葉）及び別紙1別添2に記入するとともに、構成中小企業者の概要等を別紙1別添4に記入してください。

(2) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者は、別紙1別添4「施策活用の有無」欄に○を付してください。

また、このうち、「中小企業信用保険法の特例」及び「中小企業投資育成株式会社法の特例」の活用を希望する構成中小企業者は、別紙1別添1（1項目につき1葉）及び別紙1別添3に記入してください。

- ・人材確保等助成金（中小企業団体助成コース）を活用して組合等が行う中小企業労働環境向上事業への参加
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

(3) この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

5 組合等が構成中小企業者の委託を受けて労働者の募集を行う場合には、当該募集の従事者及び内容を記入してください。

① 募集従事者

氏 名	
役職名	

② 募集内容

賃 金	労働時間及び休日	その他の募集の内容

V その他以下の書類の添付してください。

- ① 組合等の定款
- ② 組合等の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）
- ③ 組合等の改善事業の実施体制図

(別添1)

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

組合等又は構成中小企業者の名称： _____

改善事業の項目		改善事業の目標	
---------	--	---------	--

年 度	改 善 事 業 の 内 容	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注1)	必要とする資金の額
初年度			万円
2年度			万円
3年度			万円
4年度			万円
5年度			万円
6年度			万円

(注1) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類（自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等）を記入するとともに、必要とする資金の額の欄に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(注2) 以下の施策の活用を希望する構成中小企業者は、該当する施策に○を付してください。

- [・ 中小企業信用保険法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例]

(別添2)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

組合等の名称：_____

(単位：万円)

改善事業の項目	調達先	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫		その他					
	内訳					特利分						
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合 計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載してください。

(別添3)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

〔 ・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 〕を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。

なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

構成中小企業者名：

(単位：万円)

改善事業の項目	調達先	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫			その他				
	内訳				特利分							
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

労働力需給及び雇用管理状況報告

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

1 労働力需給の状況

構成中小企業者の全体における昨年度の常用労働者に関する求人充足率及び離職率についてお書きください。

求人充足率	新規学卒者	. %	中途採用者	. %
離職率	. %	離職率のうち青少年（40歳未満の者）に係る離職率	. %	. %

（注1）求人充足率＝求人充足数÷求人数×100

（注2）離職率＝離職者数÷常用労働者数×100

2 雇用管理の状況

(1) 労働時間の状況

次の①～③について、各区分ごとに該当する構成中小企業者数を記入してください。

① 週休2日制					② 週所定労働時間			
完全	月3回 4週7休	月2回 4週6休	月1回 4週5休	なし	36時間未満	36時間以上3 8時間未満	38時間以上4 0時間未満	40時間
社	社	社	社	社	社	社	社	社
③ 年間総実労働時間								
1,800時間未満		1,800～2,000時間未満		2,000～2,200時間未満		2,200～2,400時間未満		2,400時間以上
社		社		社		社		社

(2) 職場環境の状況

次の各項目ごとに、改善の必要性を認識している構成中小企業者数を記入してください。

高温	低温	騒音	振動	臭気	粉じん	汚れ	照度	危険	作業負担
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社

（注）作業負担とは、重量物の運搬等重労働を伴う作業のことをいいます。

(3) 福利厚生の状況

次の①及び②について、各項目ごとに保有又は導入している構成中小企業者数を記入してください。

なお、①については、事業協同組合等で保有している共同施設がありましたら○で囲んでください。

① 福利厚生施設								
社宅	单身寮	社員食堂	保健施設	託児施設	研修施設	体育施設	教養文化施設	
社	社	社	社	社	社	社	社	
② 福利厚生制度								
退職金制度	中小企業退職 金共済制度	人間ドックの費用 補助	企業内貯蓄制度	持家援助制度	社外の施設を利用 する際の費用補助			
社	社	社	社	社	社			

(4) 募集・採用の状況

次の項目について実施している構成中小企業者数を記入してください。

採用計画の作成	社
---------	---

(5) 教育訓練の実施

次の事項について、各項目ごとに実施している構成中小企業者数を記入してください。

計画的なOJT (注3)	Off-JT	資格取得のための支援措置 (注4)	教育訓練の開発・実施
社	社	社	社
教育訓練のための施設・設備の設置	有給教育訓練休暇制度の実施	人材交流制度の実施	
社	社	社	
実習併用職業訓練の実施	事業協同組合等による 集合研修の実施	職業訓練と組み合わせた効果的な キャリア・コンサルティングの実施	
社	社	社	

(注3) OJTとは、就業中に上司や先輩が部下や後輩に対して、種々の教育的配慮を加えつつ、その仕事に必要な知識・技能・技術を習得させる教育訓練をいい、Off-JTとは、仕事を一時的に離れて講義を受ける等により、必要な知識・技能・技術を習得させる教育訓練をいいます。

なお、「計画的なOJT」とは、実施を現場に任せきりにするのではなく、計画書を作成して実施担当者、対象者、期間及び内容等を具体的に定めて段階的・継続的に実施するものをいいます。

(注4) 資格取得のための支援措置とは、通信教育の実施やセミナー・講習会への参加等労働者の自己啓発のための支援をいいます。

(6) その他の雇用管理の状況

その他の雇用管理について、各項目ごとに実施している構成中小企業者数を記入してください。

65歳までの定年制	65歳までの継続雇用 (勤務延長・再雇用制度)	定年の定め廃止	育児休業制度
社	社	社	社
介護休業制度	子の看護休暇制度	職業相談の実施 (注5)	若年労働者の成長を 促進する取組(注6)
社	社	社	社

(注5) 職業相談の実施とは、メンタルヘルスに配慮した相談体制の整備、キャリア・コンサルティングの実施等をいいます。

(注6) 若年労働者の成長を促進する取組とは、キャリアパスの明示、目標管理制度、教育訓練等の支援をいいます。

(7) 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年(40歳未満の者)の確保への取組等を行っている構成中小企業者の状況及びそれに対する指導の状況をお書きください。

改善計画認定申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

所在地

名称

代表者氏名

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第1項の規定により、下記の改善計画について認定を受けたいので申請します。

I 中小企業者の概要

労働保険番号		設立年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
従業員数	人	主たる事業	
改善事業を遂行する者	氏名	役職	連絡先 () -

(注) これから事業を開始しようとする場合は、設立年月日の欄には、設立予定年月日を記入してください。

II 構成中小企業者の労働力需給状況

必要に応じて1又は2のいずれかに記入してください。職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年（40歳未満の者）を受け入れつつ、新たな事業の分野への進出又は事業の開始（以下「新分野進出等」という。）を行う場合は、2にまとめて記入してください。

1 中小企業者の最近の労働力需給（募集、応募、採用等）及び経営上の事業展開の状況についてお書きください。

特に、新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年の確保が必要となっている場合には、その理由がわかるように記入してください。

2 新分野進出等に伴い新たに労働者を雇用しようとする場合、新たに開始事業計画の概要（準備行為に着手日がわかるようにすること。）とこれに伴い新たな労働者の雇入れが必要となる理由がわかるように記入してください。

III 中小企業者の雇用管理の現状等

労働時間等の設定、男女の雇用機会均等及び職業生活と家庭生活の両立、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、中小企業者Ⅳの3の開演事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。

また、これから事業を開始しようとする場合は、予想される雇用管理の状態について、Ⅳの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。なお、Ⅱの2について改善事業に取り組む場合は、それにより達成される水準についてもお書きください。

IV 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- | | | |
|---|--|---|
| イ | 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画 | } |
| ロ | 新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善計画 | |
| ハ | 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画 | |

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 中小企業者が実施する改善事業の項目を記入してください。

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

項 目	労働時間等の 設定の改善	男女の雇用機会均等の 確保及び職業生活と家 庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の充実
実施の有無 (○又は×)				

項 目	募集・採用の改善	教育訓練の充実	その他の雇用管理改善
実施の有無 (○又は×)			

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

以下の施策の活用を希望する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で様式第2号別添1（1項目につき1葉）及び様式第2号別添2に記入してください。

また、事業協同組合等に労働者の募集を委託する場合は、募集内容等を様式第2号別添1の「改善事業の内容」欄に記入してください。

なお、この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・中小企業信用保険法の特例 | ・中小企業投資育成株式会社法の特例 |
|---------------|-------------------|

V その他以下の書類の添付してください。

- ① 中小企業者の定款（ただし、定款を有しない中小企業者（個人事業主又はこれから事業を営もうとする者）を除く。）
- ② 中小企業者の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

(注) 企業が新たに企業を設立する場合においては、新たに設立される企業の法人登記の前であっても、新たに設立される企業の予定される所在地・名称・代表者により提出して差し支えありません。

(別添2)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

〔 ・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社法の特例 〕 を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。

なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者名：

(単位：万円)

改善事業の項目	調達先	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
					日本政策金融公庫		その他					
	内訳				特利分							
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

労働力需給及び雇用管理状況報告

令和 年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

1 新分野進出等の実施状況

新分野進出等を行った場合には、当該新分野進出等への取組等に関する状況をお書きください。

--

2 労働力需給の状況

昨年度の常用労働者に関する求人充足率及び離職率についてお書きください。

求人充足率	新規学卒者 . %	中途採用者 . %
離職率	. %	離職率のうち青少年（40歳未満の者）に係る離職率 . %

(注1) 求人充足率=求人充足数÷求人数×100

(注2) 離職率=離職者数÷常用労働者数×100

3 雇用管理の状況

(1) 労働時間の状況

次の①～③について、各区分ごとに該当する項目に○を記入してください。

① 週休2日制					② 週所定労働時間			
完全	月3回 4週7休	月2回 4週6休	月1回 4週5休	なし	36時間未満	36時間以上 38時間未満	38時間以上 40時間未満	40時間
③ 年間総実労働時間								
1,800時間未満		1,800～2,000時間未満		2,000～2,200時間未満		2,200～2,400時間未満		2,400時間以上

(2) 職場環境の状況

改善の必要性を認識している項目に○を記入してください。

高温	低温	騒音	振動	臭気	粉じん	汚れ	照度	危険	作業負担

(注) 作業負担とは、重量物の運搬等重労働を伴う作業のことをいいます。

(3) 福利厚生の状況

次の①及び②について、保有又は導入している項目に○を記入してください。

① 福利厚生施設							
社宅	独身寮	社員食堂	保健施設	託児施設	研修施設	体育施設	教養文化施設
② 福利厚生制度							
退職金制度	中小企業退職金 共済制度	人間ドックの費用補 助	企業内貯蓄制度	持家援助制度	社外の施設を利用 する際の費用補助		

- (4) 募集・採用の状況
採用計画の作成を行っている場合には○を記入してください

採用計画の作成	
---------	--

- (5) 教育訓練の実施
次の事項について、実施しているものに○を記入してください。

計画的なOJT (注3)	Off-JT	資格取得のための支援措置 (注4)	教育訓練の開発・実施
教育訓練のための施設・設備の設置	有給教育訓練休暇制度の実施	人材交流制度の実施	
実習併用職業訓練の実施	事業共同組合等による 集合研修の実施	職業訓練と組み合わせた効果的な キャリア・コンサルティングの実施	

(注3) OJTとは、就業中に上司や先輩が部下や後輩に対して、種々の教育的配慮を加えつつ、その仕事に必要な知識・技能・技術を習得させる教育訓練をいい、Off-JTとは、仕事を一時的に離れて講義を受ける等により、必要な知識・技能・技術を習得させる教育訓練をいいます。

なお、「計画的なOJT」とは、実施を現場に任せきりにするのではなく、計画書を作成して実施担当者、対象者、期間及び内容等を具体的に定めて段階的・継続的に実施するものをいいます。

(注4) 資格取得のための支援措置とは、通信教育の実施やセミナー・講習会への参加等労働者の自己啓発のための支援をいいます。

- (6) その他の雇用管理の状況
実施している項目に○を記入してください。

65歳までの定年制	65歳までの継続雇用 (勤務延長・再雇用制度)	定年の定め廃止	育児休業制度
介護休業制度	子の看護休暇制度	職業相談の実施 (注5)	若年労働者の成長を 促進する取組(注6)

(注5) 職業相談の実施とは、メンタルヘル스에配慮した相談体制の整備、キャリア・コンサルティングの実施等をいいます。

(注6) 若年労働者の成長を促進する取組とは、キャリアパスの明示、目標管理制度、教育訓練等の支援をいいます。

- (7) 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者又は実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年(40歳未満の者)の確保への取組等に関する状況をお書きください。

(様式第8号)

改善計画実施状況報告

令和 年度の改善事業の実施状況を報告します。

令和 年 月 日

北海道知事 様

所在地
名称
代表者氏名

改善事業の項目	改善事業の内容	改善事業実施上の問題点
労働時間等の設定の改善		
男女の雇用機会均等の確保 及び職業生活と家庭生活との 両立支援		
職場環境の改善		
福利厚生 の 充 実		
募集・採用の改善		
教育訓練の充実		
その他の雇用管理の改善		

(様式第4号)

改 善 計 画 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

北海道知事 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更を届け出ます。

記

- 1 変更事項の内容
別添のとおり。
- 2 変更の理由

(添付書類)

変更後の内容を記載した「改善計画認定申請書」

(様式第5号)

改善計画変更認定申請書

令和 年 月 日

北海道知事 様

所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更事項の内容
別添のとおり。
- 2 変更の理由

(添付書類)

- (1) 変更後の内容を記載した「改善計画認定申請書」
- (2) 「改善事業実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定組合等又は認定中小企業者の定款に変更があった場合には、その変更後の定款
- (4) 認定組合等又は認定中小企業者の最近3期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものは除きます。)

申請窓口、問い合わせ先

改善計画の申請窓口

(総合)振興局名	電話	住所
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課	0126-20-0061	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局産業振興部商工労働観光課	011-204-5179	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課	0136-23-1362	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課	0143-24-9588	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル
日高振興局産業振興部商工労働観光課	0146-22-9281	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課	0138-47-9457	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局産業振興部商工労働観光課	0139-52-6643	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課	0166-46-5938	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
留萌振興局産業振興部商工労働観光課	0164-42-8440	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課	0162-33-2528	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
ホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	0152-41-0635	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課	0155-26-9048	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課	0154-43-9182	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局産業振興部商工労働観光課	0153-24-5619	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

助成金の申請、その他問い合わせ先

内 容	団体名・住所	電 話
人材確保等支援助成金等、各種助成金の詳細、申請については	北海道労働局 職業安定部職業対策課助成金センター 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎6階	011-788-9132
中小企業労働力確保法全般については	北海道経済部 労働政策局産業人材課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本館9階	011-251-3896
中小企業団体が改善計画策定に関する指導を受けるためには	北海道中小企業団体中央会 〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル	011-231-1919
労働力確保のため、労働時間等の設定に関する改善計画の作成に必要な助言を受けるには	北海道労働局 労働基準部監督課 〒060-8566 札幌市中央区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階	011-709-2311
労働者の雇い入れ等に関しては	各ハローワーク(公共職業安定所)	

中小企業労働力確保法ガイドブック

令和3年(2021年)1月発行
北海道経済部労働政策局産業人材課